

遠軽町地域材利用推進方針

遠軽町地域材利用推進方針(以下「推進方針」という。)は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針(以下「道の推進方針」という。)に即して策定するものであり、遠軽町内の森林から産出され、町内で加工された木材及びそれらが確保できない場合は北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材(以下「地域材」という。)の公共建築物における利用の促進を図るため、公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、遠軽町(以下「町」という。)が整備する公共建築物における地域材の利用の基準、公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項並びに公共建築物以外での地域材の利用の促進に関する基本的事項等を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

町の行政面積の約9割を占める森林は、トドマツやミズナラに代表される天然林やカラマツなどの人工林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、町民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

しかし、これまで森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢にさらされ、森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の安定的供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、木材は、耐久性、維持費、耐火性能等の面で他の資材に劣る点もあるが、断熱性、調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を入道環境にやさしい資材として有効に利用することは、二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義等について町民理解を効果的に醸成することが重要である。

このため、多くの町民の利用に供される公共建築物において、地域材の積極的な利用と、住宅や民間事業所などの一般建築物や農業施設の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在も木材の利用は低位にとどまっている。

このため、公共建築物についてはコスト面の検討も行いながら可能な限り木造化又は内装等の木質化(注)を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物にお

ける地域材の利用の促進に努めるものとする。

(1) 町の役割

町は、町内の公共建築物における地域材の利用の促進に向け、地域の実状を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められるため、推進方針に基づき地域材の利用の促進に取り組むよう努めるものとする。

(2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

町以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、推進方針を踏まえ、町が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であり、林業関係者は町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地域材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

(4) 町民の理解の醸成

町は、公共建築物における地域材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業に供される庁舎、職員の住居の用に供される職員住宅等が含まれる。

(2) 町以外の者が整備する(1) に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる施設(併設される商業施設を除く)の建築物が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもと

より、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの(以下「地域材製品」という。)の利用に努めるものとする。

(3) 森林バイオマスの利用の促進

木質ペレットや木質系断熱材など森林バイオマスの製品及びエネルギーの利用を促進するとともに、森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(4) 地域材利用に係る環境等への貢献度についての普及

町は、公共建築物での地域材の利用が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果や利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果の普及に努めるものとする。

3 町の取組

町は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域の実状に即した独自の施策の充実を図り、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第3 町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

町の施設の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

(1) 木造化の推進

町は、第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、原則として木造化を図るものとするが、次に掲げる場合は除く。

- ① 防火地域及び準防火地域であって、木造化が困難な場合
- ② 防災・保安上の理由、費用対効果等から木造化が困難な場合

なお、建築基準法等における規制等が見直された場合は、この基準における基準値等についても見直すものとする。

(2) 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとするが、関係法令等で制限がある場合、費用対効果から適切でない判断される等の場合はこの限りでない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

(3) 木質家具等の導入の推進

町が整備する公共建築物において使用する家具等については、費用対効果の検討も行いながら、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

(4) 森林バイオマスの利用の推進

町が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、費用対効果の検討も行いながら、積極的に森林バイオマスの導入を推進するものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、林業関係者と連携して、林内路網の整備、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の製造の高度化及び流通の合理化、地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

町は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造による居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、地域材の利用の促進に努めるものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するものとする。

3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、町の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用の促進に努めるものとする。

4 森林バイオマスの利用の促進

公共建築物における森林バイオマスの利用を推進するとともに、町民への利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援等の施策の推進に努め、森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

第6 その他必要事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における地域材の利用の推進体制

(1) 地域材の利用の推進体制

町の公共建築物等における地域材の利用の促進のため、関係部局の連携を図り、地域材の利用の取組を推進するものとする。

(2) 地域材の利用状況に関する調査等

町は、町内の公共建築物等における地域材の利用状況を把握するため、情報収集に努めるとともに、地域材の利用の効果的な推進に努めるものとする。